

ネイチャーポジティブ推進・地域課題解決に貢献する化学物質管理の推進



【令和9年度要求額 1,047百万円の内数（913百万円の内数）】

化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進により、地域課題を解決し、地域循環共生圏づくりに貢献します。

1. 事業目的

「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン（令和8年3月）」に基づき、3つの危機のうちの生物多様性損失、化学物質汚染に統合的に対応し、自然資本の回復を通じた経済的価値の創出を図る。①地域参画の仕組みづくりや、②必要な制度的措置の整備、③環境モニタリングの高度化による生態系影響の把握・指標化により、事業者の自主的取組や地域の多様な主体による連携の促進、優良事例の横展開に向けた支援等を行う。

2. 事業内容

（1）地域参画による化学物質管理のための仕組みづくり

地域参画の優良事例の特定やガイダンスの作成、主体間連携の強化（EPOの活用）等により、関係主体（国民、地方自治体、NPO・NGO、事業者等）の地域参画による取組が促進されるための仕組みづくりを行う。

（2）ネイチャーポジティブ推進のための制度的措置の検討・整備

外来生物の化学防除等、ネイチャーポジティブ推進に向けて必要な制度的措置について、既存制度の改訂も含め、検討・整備。

（3）環境モニタリングの高度化による生態系影響の把握・指標化

影響分析等手法の高度化や野生生物への影響把握及びそれらのデータ取得のための体制整備により、ネイチャーポジティブ推進に向けた状態指標として環境中の化学物質影響データを整備。

（4）アクションプラン実施に関する取組の国際発信

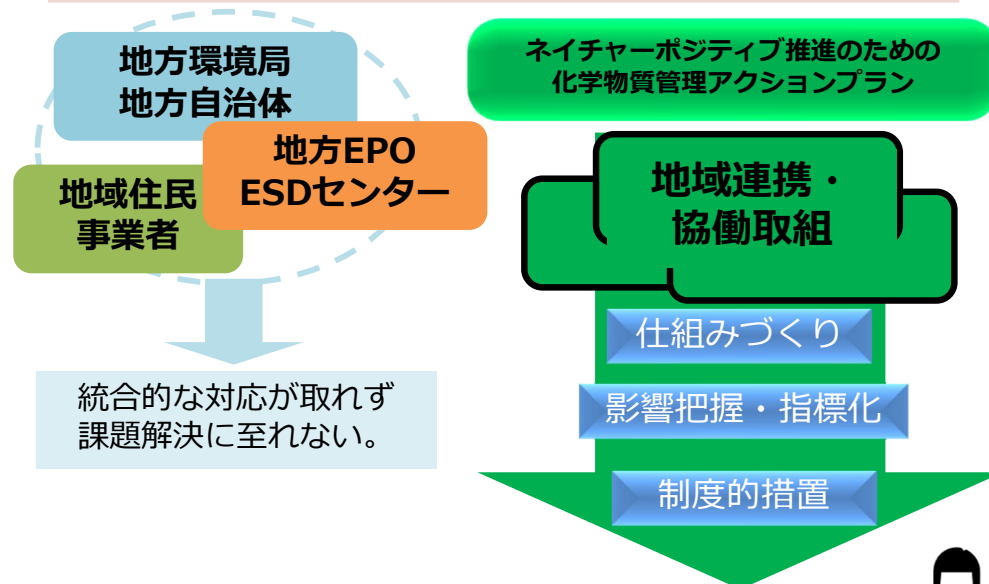
3. 事業スキーム

- 事業形態 共同実施/請負事業
- 請負先 地方公共団体/民間事業者・団体等
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ

増大する化学物質管理に関する生物多様性・地域課題

- ・多様な化学物質の環境排出による地域生態系への影響
- ・外来生物対策等、化学薬剤の意図的環境散布
- ・希少種等野生生物への有害物質汚染



ネイチャーポジティブ推進・地域課題の解決



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課 電話：03-5521-8259